

投票環境の向上方策等に関する研究会

報告

(高齢者の投票環境の向上について)

平成29年6月

投票環境の向上方策等に関する研究会

—目次—

1. はじめに	1
2. 現状と課題	2
3. 郵便等投票の在り方について	
(1) 検討の視点	3
(2) 郵便等投票の対象者について	3
(3) 公正確保の取組	6
(4) 郵便等投票制度の活用促進等	7
4. 移動支援等による在宅高齢者の投票環境向上について	
(1) 平成28年参議院議員選挙における移動支援等の取組	8
(2) 今後の取組に向けて	9
5. おわりに	10
委員名簿	11
開催要綱	12
開催経過	13
資料編	14

1. はじめに

国政選挙・地方選挙を通じて投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、引き続き重要な課題である。投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、公正確保に留意しつつ、少なくともそのような制約についてはできるだけ解消、改善し、有権者一人一人に着目した更なる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきである。

平成 26 年度から設置されている本研究会は、上記の基本的な考えの下、各分野の有識者や選挙管理委員会の実務者により実効性ある方策を検討し、平成 27 年 3 月に中間報告を、平成 28 年 9 月には報告をまとめてきた。この中で提言したもののうち、「共通投票所制度の創設」、「期日前投票の投票時間の弾力化」、「選挙人名簿の登録制度の見直し」、「在外選挙人名簿の登録制度の見直し」、「投票所における選挙人名簿対照のオンライン化」、「最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の見直し」などについては、公職選挙法令の改正により制度化が図られており、有権者各層に関して投票環境の向上が進んできている。

一方、平成 28 年 9 月の報告においては、今後の投票環境の向上に向けて、様々な要因により投票所に行きにくくなったり、投票しづらくなったりする高齢者の投票機会をいかに確保するかは、投票に行きたくても行けないという高齢者自身の声もあり、重要な課題であると指摘した。具体的には、期日前投票の活用や投票所への移動支援等の地域における投票機会の確保に向けた創意工夫に加え、投票所に行けない者のために郵便等投票の対象者を拡大するなど、制度的な前提を整備するための検討も進めていく必要があると指摘したところである。

これらを踏まえ、本研究会では、平成 28 年 12 月から 4 回にわたり高齢者の投票環境の向上方策について議論を進め、今般、考え方をとりまとめた。

2. 現状と課題

我が国では高齢社会が進行し、65歳以上の高齢者の全人口に占める割合は2025年に30%超、2055年には40%近くになり、また、75歳以上の高齢者の全人口に占める割合も2025年には20%近くになることが見込まれる。さらに、今後、要介護者についても増加が見込まれるほか、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯も増加することが考えられる。

政府としても、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指している。

このような中、投票環境の観点からみると、在宅高齢者の中には、投票の意思があるにもかかわらず、歩行が困難なため投票所に行くことができない者や同居家族等の支援がなく投票所に行けない者などがいると考えられる。このような高齢者に対する投票環境の向上は、今後さらに高齢者数が増加し、在宅での介護を受ける者も増加することが見込まれる中で重要な課題である。

現在でも、高齢者の投票機会の確保については、投票所等へのアクセス支援が各地域の実情にあわせて取り組まれているほか、都道府県の選挙管理委員会が指定する病院等の施設に入院、入所中の者については、当該施設内で不在者投票ができる制度が設けられている。また、選挙人で身体に重度の障害を持つ者に対しては、自宅などの現在する場所において投票を可能とする郵便等による不在者投票（以下「郵便等投票」という。）が認められている。

このうち、郵便等投票については、昭和20年代前半に認められていた在宅投票制度において不正事例が数多く発生したことを踏まえ、一旦同制度が廃止された後、事実上選挙権の行使が困難となった在宅重度身体障害者等を中心に復活を望む声が次第に高まり、国会等においても議論がされたことから、昭和49年に厳格に制度が再創設された経緯がある。

その際、「選挙人で身体に重度の障害があるもの」、すなわち、物理的に投票所まで行くことが困難な者を対象とする考え方をとるとともに、身体の障害の程度は公的に証明されたものによることとした。

昭和49年の再創設の際には、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を持ち一定以上の重度障害状態にある者を郵便等投票の対象としていたが、平成15年、増加傾向にあった寝たきりの高齢者等の投票機会を確保するため、平成12年に導入された介護保険制度の基準を活用し、介護保険の被保険者証を持つ者のうち要介護5の者も対象に加えることとされた。

一方で、郵便等投票については、高齢者の選挙人をはじめ、介護福祉関係者にも十分に制度が知られていないとの指摘がある。また、要介護5としている対象者の範囲については、実務に携わる選挙管理委員会から、現在対象外となっている要介護者でも投票所に行くことが現実的には困難な者も多く、対象が狭いのではないかと、対象者を拡大してほしいといった要望もある。

このような声を踏まえると、本来この制度が射程とするべき高齢者の方々にとっても、なお投票環境の制約が残されていることが考えられ、そうであれば、必要な見直しや取組を行うことにより、できる限りこれらの制約を解消、改善できるようにすべきと考える。

このため、本研究会において、高齢者の実情を踏まえ、公正確保に留意しつつ、郵便等投票の在り方及びその他の投票環境向上方策を検討した。

3. 郵便等投票の在り方について

(1) 検討の視点

郵便等投票の在り方については、高齢者に特に関係する要介護度を基準とした対象範囲を検討することとするが、その際、本研究会の本旨が投票環境の向上であることから、「選挙人で身体に重度の障害があるもの」、すなわち、物理的に投票所まで行くことが困難な者を対象とし、かつ「その身体の障害の程度が公的に証明されたものであることが必要」という郵便等投票の対象者に関するこれまでの基本的な考え方は維持することを前提とし、特に高齢者が関係する要介護度の基準について、現行では要介護5の者としている対象範囲について議論することとした。

また、郵便等投票の対象範囲を定める指標に用いている「要介護度」については、介護保険法に基づき公的に証明された指標であること、被保険者証により該当する区分が明確に確認でき、選挙人にとっても選挙管理委員会にとっても立証や確認のための負担が少ない指標であると認められることから、引き続き要介護度を基準として対象者の拡大を検討することが適当と考えられる。

(2) 郵便等投票の対象者について

(1)の視点の下、郵便等投票の対象者について検討するが、平成15年に要介護者に郵便等投票の対象を拡大した際、要介護認定を受けた者の寝たきりの度合いを検証し、物理的に投票所まで行くことが困難な類型を捉えていることを踏まえ、今回も主として要介護者の寝たきりの状況と要介護度との関係を検証することとした。

寝たきりの状態を示す指標としては、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」¹があり、これを用いて要介護者の寝たきり状態を検証した。

これによると、平成27年度に要介護認定を受けた者のうち、要介護5の者は約97%、要介護4の者は約87%、要介護3でもほぼ半数の者が「寝たきり」に分類されるランクC（1日中ベッドで過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する）又はランクB（屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ）と評価されていた。

また、「寝たきり予備軍」ともいふべき「準寝たきり」に分類される者のうち、「外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている」者（ランクA2の者）は、介護者がいてもまれにしか外出しない状態にある者とされており、本研究会でも、ランクA2の者は実態としては投票所まで行くことは困難であるとの指摘があった。ランクA2及び「寝たきり」の者（ランクA2～ランクCの者）の割合で見ると、要介護5で約99%、要介護4で約96%、要介護3で約80%の者がこれに該当していた。

他方で、要介護2では「寝たきり」及び「準寝たきり（ランクA2）」にランクされる者は約60%にとどまり、そのうち「寝たきり」は約20%と少数であるなど、類型全体として考えたときには、要介護3以上とは状況が異なると考えられる。

なお、寝たきり度は、対象者の能力を評価したものではなく、状態像に着目した評価であるとの指摘もあったことから、能力評価である要介護認定調査の基本調査項目のうち「歩行」（立った状態から継続して5m程度歩ける能力があるかを評価）の評価も確認したが、寝たきり度と同様の傾向であった。

以上の状況を踏まえると、現在の郵便等投票では対象外となっている要介護4以下の類型でも、寝たきりの度合いが高く、実際には投票所に行くことができないと捉えることができると考えられる。

具体的には、まず要介護4について、「寝たきり」に分類される者が約9割（「準寝たきり」のうち「寝たきり」に近い者（ランクA2の者）を含めれば約97%）に及ぶことから、投票所に行くことが物理的に困難な類型と考えられ、郵便等投票の対象とすることに異論はなかった。

次に、要介護3については、寝たきりに近い者から必ずしも寝たきりでない

¹ 要介護認定において確認することとされている指標であり、『要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について』（平成21年9月30日老老発0930第2 厚生労働省老健局老人保健課長通知）において定められているものである。

者まで幅があり、これを全体として物理的に投票所まで行くことが困難な類型とすることに慎重な考え方がある一方、寝たきりの度合い等を踏まえて全体として物理的に投票所まで行くことが困難な類型と捉え郵便等投票の対象とすべきとの考え方もある。

投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、少なくともそのような制約についてはできるだけ解消、改善し、有権者一人一人に着目した更なる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくことが重要であるのは先述のとおりである。

この観点で要介護3を考えると、「寝たきり」に分類される者が約5割（「準寝たきり」のうち「寝たきり」に近い者（ランクA2の者）を含めれば約80%）に及ぶことや、在宅高齢者で歩行が困難なため投票の意思が明確にあっても投票所に行くことが困難な者は現に相当数いるとの意見が出されていることから、本研究会としては、何らかの形で郵便等投票の対象とする方向で一步踏み出していくことが適当であるとして、概ね意見の一致をみた。

その上で、要介護3をどの範囲まで対象にするかが議論となるが、仮に、投票所まで行くことが困難なことについてより厳格に対象者の範囲を考えるのであれば、要介護度に加えて、物理的に投票所に行くことが困難なことを示す何らかの付加条件、例えば、寝たきり度又は要介護認定調査における基本調査項目のうち歩行に関連する項目の評価も考慮に入れて、対象者を判断することが考えられる。

ただし、この考え方をとる場合には、当該付加条件は選挙人から見ても実務担当者から見ても混乱の少ないものである必要があるものの、上記の評価項目等は現状、当然には本人に通知されるものでなく、追加的に証明を求める必要が生じるなど、多くの選挙人や実務を担当する介護福祉部局及び選挙管理委員会にとって負担が増すことになる。また、これらの評価項目の内容に対して直接不服を申し立てる制度がないといった制度的な課題もある。これらの課題を克服する運用が可能かについて十分留意が必要である。

なお、医師の診断書を付加条件として求めることについては、診断結果にばらつきが出る懸念や診断書取得のための選挙人の負担等を勘案すると、その活用は難しいとの意見であった。

こうした実務上の課題を踏まえると、本研究会としては、上記のとおり「寝たきり」等に該当する者が相当の割合に及び、現実には投票所まで行くことが困難な者が多数に及ぶと考えられること、選挙人から見ても実務担当者から見ても分かりやすい制度とするべきことから、要介護度のみによって対象者の範囲を定め、要介護3全体について郵便等投票の対象となる一つの範囲として捉

えることが適切と考える。

また、郵便等投票の対象拡大を通じ、4. で記載する移動支援等を活用した投票所等での投票とともに、高齢者の投票手段の選択肢が広がることで、高齢者が安心・安全に投票でき、投票機会の確保に資する効果もあると考える。

なお、制度上要介護3以上の者を対象にしている例としては、介護保険法施行規則において、特別養護老人ホームに入所できる要介護者として要介護3以上の者を定めている例や、消防法施行規則において、避難が困難な要介護者として要介護3以上の者を定めている例がある。

(3) 公正確保の取組

郵便等投票は、投票管理者や投票立会人がいない中で投票を行うものであるため、制度の拡大に伴って公正性に疑念が生じないように、制度の信頼性を確保する必要がある。

郵便等投票における現行の公正確保策としては、

- ① 郵便等投票証明書を交付し、これを提示して投票用紙等の請求をする、
 - ② 「同居の親族」等第三者に投票用紙を交付せず、郵便等によって確実に本人の勢力圏内に送付する、
 - ③ 自書主義をとるとともに、郵便等投票証明書の請求、投票用紙等の請求及び投票の記載の各段階で署名を求め、第三者による不正投票を防止する、
 - ④ 投票行為に対する干渉又は秘密の侵害について罰則の適用を明確にする、
- 等の措置が講じられている。投票における不正は、選挙に対する信頼を揺るがす行為であり、選挙無効や当選無効の原因にもなりうることから、厳格な罰則が設けられている。

これらは、過去、在宅投票制度が広く認められていた時代に不正事例が数多く発生したことを教訓に制度の見直しを行ったものである。他方、要介護者に郵便等投票の対象を拡大して以降、特段、不正事例は見当たらないことを考えると、現行の公正確保の取組が一定程度機能しているものと考えられる。

このため、現行の取組を徹底して選挙に対する国民の信頼を引き続き確保していくことを第一とし、選挙人本人及び同居の家族など選挙人の近親者に対し、選挙制度の基本を守る仕組みやルールを改めて認識してもらえるよう、罰則を含めた郵便等投票の制度を周知徹底していくべきである。例えば、投票用紙を送付する際などの機会に、選挙人本人が自ら投票用紙への記載を行う必要があることや不正な投票には罰則があることなどを明確に案内し、適正な投票を促していくことなどが考えられる。

このほか、公正確保の取組の強化策として、本研究会でも、第三者を立会人として立ち合わせることや自ら投票の記載をした旨の宣言を行った誓約書を投票用封筒に同封させるようにすることなどの検討を行った。しかし、立会人については限られた人員で選挙管理事務を行っている現状や、自宅等の他者の目がない中で立会人を立ち合わせた場合に選挙人に与える影響にかんがみると、実務上の困難が伴うと考えられる。また、誓約書についても、現行の公職選挙法施行規則において、既に投票用封筒の表面に本人記載の誓約とともに署名する様式とされており、これと実質的に変わるものではない。

したがって、先述のとおり、要介護者への郵便等投票の拡大以降、特段、不正事例は見当たらないことから、現行の公正確保策を引き続きしっかりと運用していくことが適切である。ただし、郵便等投票の対象者拡大後の運用状況は注視していく必要がある。

(4) 郵便等投票制度の活用促進等

郵便等投票は、投票所に行くことが困難な高齢者にとって、投票の機会を確保する有効な手段の1つであるが、高齢者の選挙人をはじめ、介護福祉関係者にも十分に制度が知られていないとの指摘がある。

このため、郵便等投票制度の対象となる方々が、適時・適切に制度を活用し、投票機会の確保が図られるよう、各選挙管理委員会において啓発・広報を充実させていく必要があるほか、介護福祉部局とも連携して周知に努めていくことが有効である。また、高齢者本人のみならず、その家族、ケアマネジャーや介護・福祉関係の施設・団体等、要介護高齢者に日常的に接する機会の多い介護福祉関係者に制度を周知していくことが制度の利用促進に資すると考えられる。

その際には、選挙の公正を確保する必要性から、(3)で触れたとおり、選挙制度の基本を守る仕組みやルールなどもあわせて周知し、適正な利用を徹底すべきである。なお、介護福祉関係者など郵便等投票の対象となる者の身近にいる方々の多くが正確に制度を理解することは、不正防止にもつながるのではないかとの意見もあった。

また、将来的な課題ではあるが、ICTを活用した投票環境の向上についても意見があった。インターネット等によるオンラインシステムを投開票手続きに活用することについては、本人確認の確実な実施やセキュリティの確保など対応すべき課題は多いが、将来的にこれらの課題が解決され、郵便等投票に加えてタブレット等を含めたICTの利活用により在宅で投票できる環境が整えば、更なる利便性の向上につながると考えられる。

4. 移動支援等による在宅高齢者の投票環境向上について

これまで検討してきた郵便等投票の対象拡大は、高齢者の投票機会の確保のために有効であるが、高齢者の中には、郵便等投票の対象とならず、投票に行きたくても行けない状態にある者もなお存在すること、また、やはり投票所まで出向き、そこで投票したいと考えている者も存在するとの指摘もあることから、郵便等投票の在り方以外にも、これらの者が、実際に投票所に行くことができるような方策についても併せて検討する必要がある。

具体的には、様々な要因により、投票所に行きにくくなったり、投票しづらくなったりする高齢者に対して、投票所の場所や設置時間等を投票しやすいように柔軟に設定できる期日前投票の活用や、投票所への移動支援の実施など、地域における創意工夫を行うことで投票機会の確保を図ることが可能である。

この点に関し、選挙人の人数の減少などを理由として投票所の統廃合が進んだ中山間地を中心に、近年、各選挙管理委員会が地域の実情を踏まえて、移動支援等を実施する事例が徐々に増えてきたところであり、平成28年の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正では、こうした選挙の執行状況等を踏まえ、移動支援経費の加算規定を新設し、選挙人に対する投票所等までの交通手段の提供に要した費用への措置を法律上明確にしたところである。

(1) 平成28年参議院議員選挙における移動支援等の取組

執行経費基準法の改正後初めて行われた国政選挙である平成28年の参議院議員通常選挙では、移動支援の取組を実施した自治体は215団体であり、平成25年の同選挙の122団体と比べると約1.8倍に増加した。

その移動支援の方法は、巡回・送迎バスの運行や、臨時バスの運行、無料のタクシー券の発行など、自治体により様々である。

この中には、長時間の移動や公共交通機関の利用が困難である高齢者等を対象に、車椅子の搭載が可能な福祉車両等で無料で自宅から投票所までを送迎する取組を実施した自治体もある。

また、期日前投票の活用事例として、島根県浜田市では、中山間地において、投票所まで距離が離れている交通手段の確保が難しい選挙人への投票機会を確保するため、自動車を利用した移動期日前投票所を11か所で開設し、3日間で68名が投票を行った。実施にあたっては、車内に乗り込む際の段差解消にスロープを設けることや、投票の秘密保持の観点から、記載場所にプライバシー保護パネルを使用するなどの対策を行った。

この他、地区の公民館や集会所など、選挙人の利便性の高い場所に、半日や数

時間単位の短期間で数多くの期日前投票所を設置する、いわゆる巡回型の期日前投票所を設置した事例や、高齢者等が外来として利用する病院に期日前投票所を設置している事例もあった。

このように、移動支援を実施する自治体は増えつつあるものの、自治体によってはせっかく実施したにもかかわらず、実際には利用者がいない場合や、ごく少数の場合もあった。家族と同居していて、自家用車で投票所まで行けるような高齢者は移動支援を利用する必要がなかったということも考えられるが、住民に対する周知啓発の方法などについての課題はある。

(2) 今後の取組に向けて

このような選挙管理委員会が実施する移動支援や移動期日前投票所等の取組については、地域の実情等を踏まえた投票機会の確保に向けた多様な選択肢のうちの一つの取組として評価できるものであり、先進的な事例や、移動が困難な高齢者等を対象としたような特徴的な事例などの紹介と併せて、投票の秘密等、選挙の公正を確保するための留意点を示すことで、更なる事例の横展開を図るべきである。

また、在宅の要介護者の行動パターンを踏まえ、デイケアセンターなどの通所施設での巡回型の期日前投票所の設置は利用が見込めるのではないかと、この意見があった。

さらに、中間報告で言及したとおり、例えば、駐車場の充実した施設や、バリアフリー対応がされている施設など、在宅の要介護者が利用しやすいと考えられる施設に共通投票所等を配置することも有効と考える。

また、要介護者については、投票所等までの移動支援だけではなく、家から出るための支援、車両への乗降介助、投票所等の中での移動支援など、トータルでのサポートも必要であるとの指摘があった。

この点について、選挙管理委員会が実施する移動支援等のほかに、要介護者であれば、既存の介護保険制度の訪問介護における身体介護や通院等乗降介助を利用し、訪問介護員の介助を受けて、自宅から投票所まで行くことが可能であり、選挙管理委員会と介護福祉部局が協力し、選挙の際に住民に対して当該制度の周知を行えば、全国的に利用できるのではないかと、この意見があった。

この際、原則として、適切なアセスメントを通じて、選挙投票のために身体介護や通院等乗降介助を利用することが、あらかじめケアプランに位置付けられている必要がある。

いずれにせよ、選挙管理委員会による移動支援等や、介護保険制度等の既存の

制度を活用し、高齢者が投票機会を確保するためには、高齢者本人のみならず、その家族や、ケアマネジャー等の福祉関係者も対象とした周知啓発を欠かすことはできず、介護福祉部局や関係機関とも協力しながら積極的に行う必要がある。

5. おわりに

平成 26 年度から設置されている本研究会では、冒頭に触れたとおり、公正確保に留意しつつ、投票環境における制約をできるだけ解消、改善し、有権者一人一人に着目した更なる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきとの考え方に立って、投票環境向上方策を議論してきた。

今回は、高齢者の投票環境の向上という観点から郵便等投票の在り方等の検討を行ったが、一人でも多くの高齢者が投票機会を確保できるよう、郵便等投票の活用をはじめとして、期日前投票所の設置場所や時間の工夫、移動支援等の実施などを通じ、高齢者の投票手段の選択肢を広げることは重要である。

政府においては、本報告を踏まえて更なる検討を進め、高齢者の投票環境の向上に向けて努力されることを期待するものである。

なお、郵便等投票の要介護者に係る対象者の範囲を見直す場合には、その他に投票に行きたくても行けない状態にいる者がいないか、例えば身体障害者手帳を持つ者や生活保護法による介護扶助を受ける者などの郵便等投票の対象者の範囲についても、公正確保に留意しつつ、検討の余地があるのではないかと意見があったことを付言しておく。

今後の社会情勢の変化や ICT の進展等を踏まえ、投票環境の向上方策を検討していくことは重要であり、引き続き、その時々で課題となるテーマについて適切に検討されることを期待するものである。

本研究会での議論が、これからの時代にふさわしい投票環境の設計に少しでも貢献することができれば幸いである。

投票環境の向上方策等に関する研究会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

秋野	諭	全国市区選挙管理委員会連合会事務局長
磯部	力	東京都立大学名誉教授
大橋	真由美	成城大学法学部法律学科教授
河村	和徳	東北大学大学院情報科学研究科准教授
小島	勇人	川崎市選挙管理アドバイザー
後藤	佳苗	あたご研究所代表
品田	裕	神戸大学大学院法学研究科教授
清水	大資	都道府県選挙管理委員会連合会事務局長
早川	仁	流山市総務部総務課長
平野	方紹	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授
廣井	孝一	船橋市選挙管理委員会事務局長
山崎	孝広	東京都選挙管理委員会事務局選挙課長
結城	康博	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授

「投票環境の向上方策等に関する研究会」開催要綱

1 目的

投票環境の向上方策等に関する研究会（以下「研究会」という。）は、選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備するための具体的方策等について、研究・検討を行うことを目的とする。

2 検討内容

- (1) ICTを活用した投票環境の向上
- (2) 期日前投票等の利便性向上
- (3) 選挙人名簿制度の見直し
- (4) 在宅介護を受ける選挙人等の投票機会の確保
- (5) その他

3 構成

研究会は別紙の委員をもって構成する。

4 座長

- (1) 研究会に座長1人を置く。
- (2) 座長は、研究会の会務を総括する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 会議は非公開とする。会議終了後、議事要旨を作成し、公表する。

6 その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局選挙部管理課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

開催経過

〈平成28年〉

12月9日 第1回研究会

- ・郵便等投票制度について
- ・在宅介護を受ける者の実情及び選挙
管理委員会の実務の現状について

〈平成29年〉

1月24日 第2回研究会

- ・郵便等投票の対象の拡大について
- ・公正確保の取組について

2月23日 第3回研究会

- ・移動支援、移動投票所の取組について
- ・報告骨子（案）

3月29日 第4回研究会

- ・報告（案）

〈資料編〉

- 郵便等による不在者投票の対象者 15
- 要介護度と障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）の関係 16
- 基本調査項目について 19
- 公正確保につながる現行の取組 21
- 昭和 26 年統一地方選挙における不正投票の事例 22
- 今後の介護保険をとりまく状況 23
- 要介護認定者数等の見通し 24
- 参照条文 25

郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています（平成16年3月より対象者が拡大されました）。

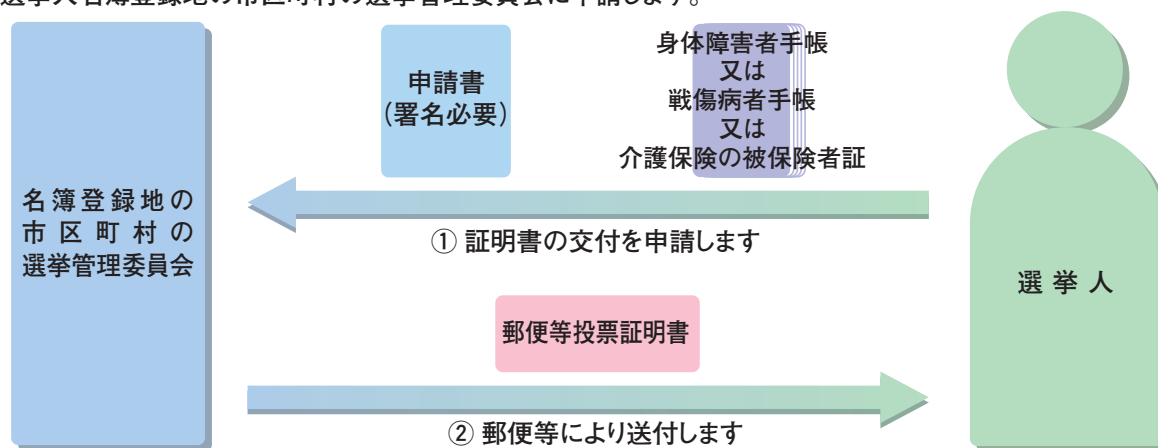
身体障害者手帳	障害名	障害の程度			備考	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				備考	介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級				特別項症	第1項症	第2項症	第3項症			
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		両下肢、体幹の障害	○	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。	「要介護5」	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○			
	免疫、肝臓の障害	○	○	○										

郵便等による不在者投票の手続

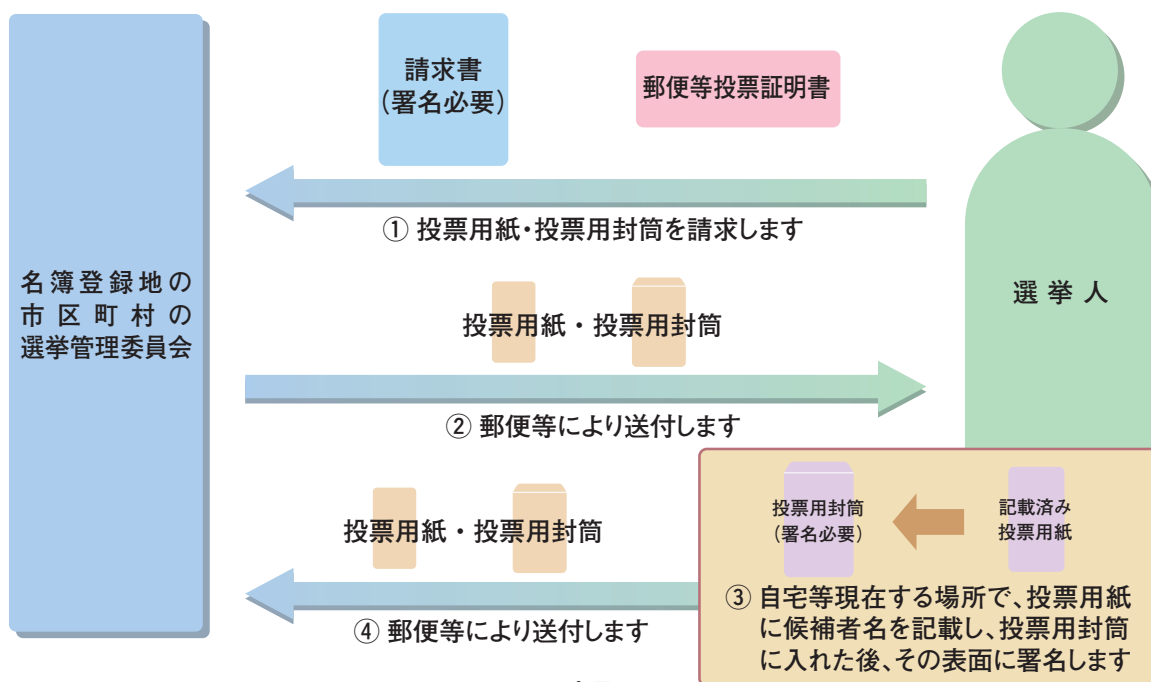
郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



2 投票手続



要介護度と障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）の関係 （平成27年度中）

		要介護度								
		非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）	自立	5.9%	0.9%	0.3%	0.8%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	
	生活自立	J1	23.3%	14.5%	6.2%	2.5%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
		J2	48.5%	52.2%	35.4%	22.9%	8.2%	2.3%	0.3%	0.1%
	準寝たきり	A1	13.1%	20.7%	32.7%	34.0%	29.0%	17.2%	4.0%	1.0%
		A2	8.7%	11.3%	23.6%	34.1%	41.6%	30.9%	8.9%	2.1%
	寝たきり	B1	0.2%	0.3%	1.7%	5.4%	16.7%	23.0%	9.8%	2.0%
		B2	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	3.3%	24.6%	57.7%	37.6%
		C1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	1.4%	8.1%	10.3%
		C2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	11.1%	47.0%
	B1～C2計		0.4%	0.3%	1.7%	5.7%	20.2%	49.3%	86.7%	96.9%
	A2～C2計		9.1%	11.6%	25.3%	39.8%	61.8%	80.2%	95.6%	99.0%
計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

判定の基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

(1) 判定の基準

調査対象者について、調査時の様子から下記の判定基準を参考に該当するものに○印をつけること。
なお、全く障害等を有しない者については、自立に○をつけること。

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

※判定に当たっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

(2) 判定にあたっての留意事項

この判定基準は、地域や施設等の現場において、保健師等が何らかの障害を有する高齢者の日常生活自立度を客観的かつ短時間に判定することを目的として作成したものである。

判定に際しては「～をすることができる」といった「能力」の評価ではなく「状態」、特に『移動』に関わる状態像に着目して、日常生活の自立の程度を4段階にランク分けすることで評価するものとする。なお、本基準においては何ら障害を持たない、いわゆる健常高齢者は対象としていない。4段階の各ランクに関する留意点は以下のとおりである。

朝昼夜等の時間帯や体調等によって能力の程度が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

【ランクJ】

何らかの身体的障害等を有するが、日常生活はほぼ自立し、一人で外出する者が該当する。なお”障害等”とは、疾病や傷害及びそれらの後遺症あるいは老衰により生じた身体機能の低下をいう。

J-1 はバス、電車等の公共交通機関を利用して積極的にまた、かなり遠くまで外出する場合が該当する。

J-2 は隣近所への買い物や老人会等への参加等、町内の距離程度の範囲までなら外出する場合が該当する。

【ランクA】

「準寝たきり」に分類され、「寝たきり予備軍」ともいうべきグループであり、いわゆる house-bound に相当する。屋内での日常生活活動のうち食事、排泄、着替に関しては概ね自分で行き、留守番等をするが、近所に外出するときは介護者の援助を必要とする場合が該当する。

なお”ベッドから離れている”とは”離床”のことであり、ふとん使用の場合も含まれるが、ベッドの使用は本人にとっても介護者にとっても有用であり普及が図られているところでもあるので、奨励の意味からベッドという表現を使用した。

A-1 は寝たり起きたりはしているものの食事、排泄、着替時はもとより、その他の日中時間帯もベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する場合が該当する。

A-2 は日中時間帯、寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間の方が長いですが、介護者がいてもまれにしか外出しない場合が該当する。

【ランクB】

「寝たきり」に分類されるグループであり、いわゆる chair-bound に相当する。B-1 と B-2 とは座位を保つことを自力で行うか介助を必要とするかどうかで区分する。日常生活活動のうち、食事、排泄、着替のいずれかにおいては、部分的に介護者の援助を必要とし、1日の大半をベッドの上で過ごす場合が該当する。排泄に関しては、夜間のみ”おむつ”をつける場合には、介助を要するものとはみなさない。なお、”車いす”は一般のいすや、ポータブルトイレ等で読み替えても差し支えない。

B-1 は介助なしに車いすに移乗し食事も排泄もベッドから離れて行う場合が該当する。

B-2 は介助のもと、車いすに移乗し、食事または排泄に関しても、介護者の援助を必要とする。

【ランクC】

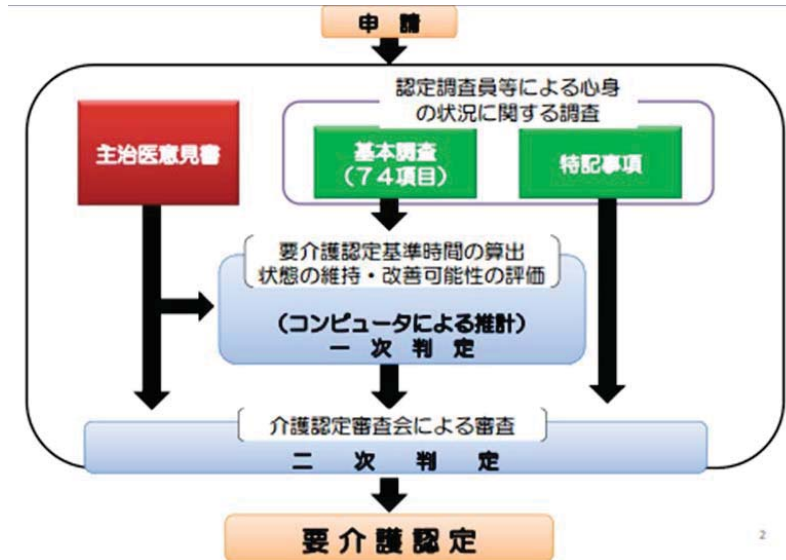
ランク B と同様、「寝たきり」に分類されるが、ランク B より障害の程度が重い者のグループであり、いわゆる bed-bound に相当する。日常生活活動の食事、排泄、着替のいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、1日中ベッドの上で過ごす。

C-1 はベッドの上で常時臥床しているが、自力で寝返りをうち体位を変える場合が該当する。

C-2 は自力で寝返りをうつこともなく、ベッド上で常時臥床している場合が該当する。

基本調査項目について

<要介護認定の流れ>



- ・市町村の認定調査員による心身の状況調査（認定調査）及び主治医意見書に基づくコンピューター判定（一次判定）を行う。
保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定（二次判定）を行う。

<基本調査項目について>

○基本調査項目

第1群	身体機能・起居動作	13項目
第2群	生活機能	12項目
第3群	認知機能	9項目
第4群	精神・行動障害	15項目
第5群	社会生活への適応	6項目
その他	過去14日間にうけた特別な医療について	12項目

○要介護1～5の者の基本調査項目（歩行）の結果

総件数		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		65,572	49,007	36,721	35,391	29,717
認定調査項目	選択肢	選択率	選択率	選択率	選択率	選択率
歩行	1 つかまらないでできる	37.9%	19.7%	13.5%	2.7%	0.9%
	2 何かにつかまればできる	54.0%	57.7%	39.0%	13.3%	3.5%
	3 できない	8.2%	22.6%	47.5%	84.0%	95.6%

○調査項目の定義

「ここでいう「歩行」とは、立った状態から継続して歩くことができるかどうかの能力である。立った状態から継続して（立ち止まらず、座り込まずに）5m程度歩ける能力があるかどうかで選択する。調査対象者に実際に行ってもらい、あるいは調査対象者や介護者からの日頃の状況に関する聞き取り内容で選択する。」

（要介護認定 認定調査員テキスト（平成27年4月改訂版）より抜粋）

○選択肢の選択基準

「1.つかまらないでできる」
<ul style="list-style-type: none"> ・支えや日常的に使用する器具・器械なしに自分で歩ける場合をいう。 ・視力障害者のつたい歩きも含まれる。 ・視力障害があり、身体を支える目的ではなく方向を確認する目的で杖を用いている場合は、「1.つかまらないでできる」を選択する。
「2.何かにつかまればできる」
<ul style="list-style-type: none"> ・杖や歩行器等を使用すれば歩ける、壁に手をかけながら歩ける場合等をいう。 ・片方の腕を杖で、片方の腕を介護者が支えれば歩行できる場合は、「2.何かにつかまればできる」を選択する。
「3.できない」
<ul style="list-style-type: none"> ・何かにつかまったり、支えられても歩行が不可能であるため、車いすを使用しなければならない、どのような状況であっても歩行ができない場合をいう。寝たきり等で歩行することがない場合、あるいは、歩行可能であるが医療上の必要により歩行制限が行われている場合も含まれる。 ・「歩行」については、5m程度歩けるかどうかについて評価する項目であり、「2mから3m」しか歩けない場合は「歩行」とはとらえないため、「3.できない」を選択する。

（要介護認定 認定調査員テキスト（平成27年4月改訂版）より抜粋）

＜公正確保につながる現行の取組＞

項目		概要
投票用紙等の請求	郵便等投票証明書の提示 (令第59条の4第1項・第4項)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙に先立ち、選挙人は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証等の公的な証明書類を添付し、郵便等により不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を受ける(令第59条の3)。 ○ 投票用紙等の請求は、郵便等投票証明書を提示して、所属地の選挙管理委員会の委員長に行う。
	本人の署名 (令第59条の4第1項)	○ 投票用紙等の交付申請は、選挙人が署名をした文書によって、所属地の選挙管理委員会の委員長に行う。
	投票用紙等の郵便等による発送 (令第59条の4第4項)	○ 請求を受けた選挙管理委員会は、選挙人名簿と対照し、郵便等投票の対象者であることを確認の上、投票用紙等を当該選挙人に郵便等をもって発送する。
投票	投票用封筒の二重化 (令第59条の5) (則別記第13号様式の7)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投票用封筒には内封筒と外封筒があり、選挙人は、内封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れてさらに封をする。 ○ 外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に本人が署名しなければならない。(規則の外封筒の様式では、自ら投票の記載をした旨の宣言とともに署名するものとなっている。)
	本人の署名 (令第59条の5)	
罰則(法第255条第2項等)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便等投票については、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、投票干渉罪等が適用される。 投票干渉罪(法第228条第1項):投票所又は開票所において正当な理由がなく選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名を認知する方法を行った者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。 ○ その他、氏名を詐称する等詐偽の方法をもって投票し又は投票しようとした者には詐偽投票罪(法第237条第2項、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金)が適用される。

昭和26年統一地方選挙における不正投票の事例

出典：佐藤令「在宅投票制度の沿革－身体障害者等の投票権を確保する制度－」

(国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 419 (2003年4月))

IV 昭和26年の統一地方選挙における大量の選挙違反

しかし、公職選挙法の施行から間もない昭和26年の統一地方選挙で在宅投票にまつわる大量の選挙違反が発生し、争訟の結果、選挙無効・当選無効が相次いだ。その理由及び内訳を知るために、当選の効力に関して行われた訴願に対する選挙管理委員会の裁決を見てみよう。

当選人全員の当選が無効となった広島市議会議員選挙における広島県選挙管理委員会の訴願裁決によると、不正投票は少なくとも632票にも及び、その内訳は次のとおりである⁵。

① 選挙人と全然意志の連絡がなく選挙人の知らない間に投票が行われたもの	49票
② 選挙人から一応投票の手続の依頼を受けたが、投票用紙等の請求から投票の提出までの一連の投票行為を選挙人が知らない間に行ったもの	168票
③ 投票用紙の請求又は投票の提出を選挙人の同居の親族でない者が行ったもの	306票
④ 選挙人が文盲であるにもかかわらず他人が投票の記載をしたもの ⁶	134票
⑤ 選挙人の現住しない場所において他人が投票の記載をしたもの	30票
⑥ 同一選挙人の投票が二重に行われたもの	3票
⑦ 法第49条第3号に掲げる事由（疾病・負傷・妊娠・不具・産褥のため歩行が著しく困難な者）に該当しないのに令第58条第1項の規定によって投票（在宅投票）したもの	3票

(2種類以上の違反が重複するものあり)

今後の介護保険をとりまく状況

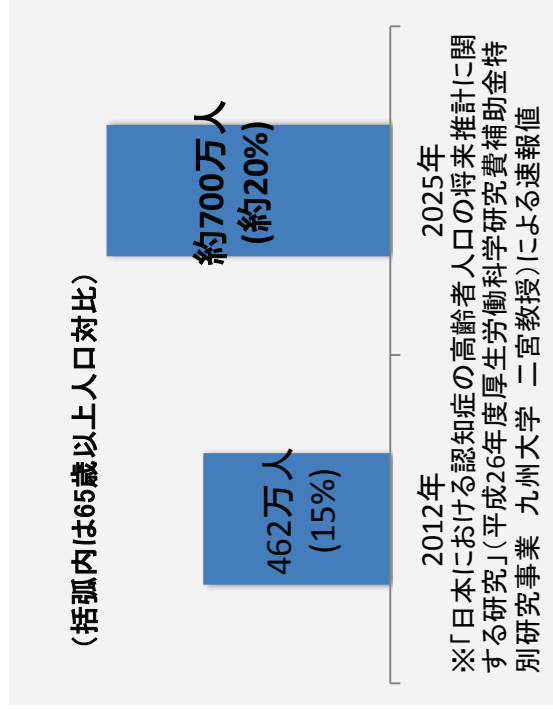
(参考)厚生労働省資料

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

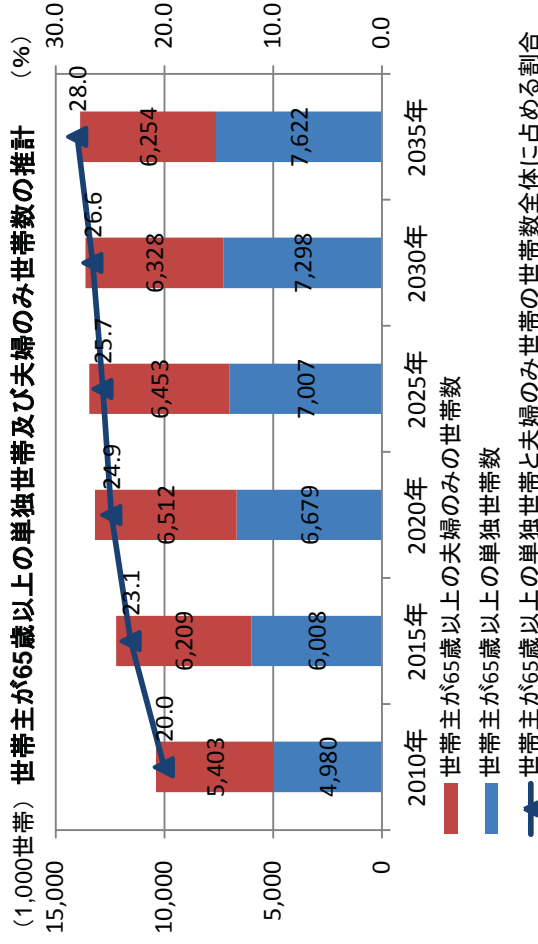
	2010年	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	2,948万人(23.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,419万人(11.1%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく

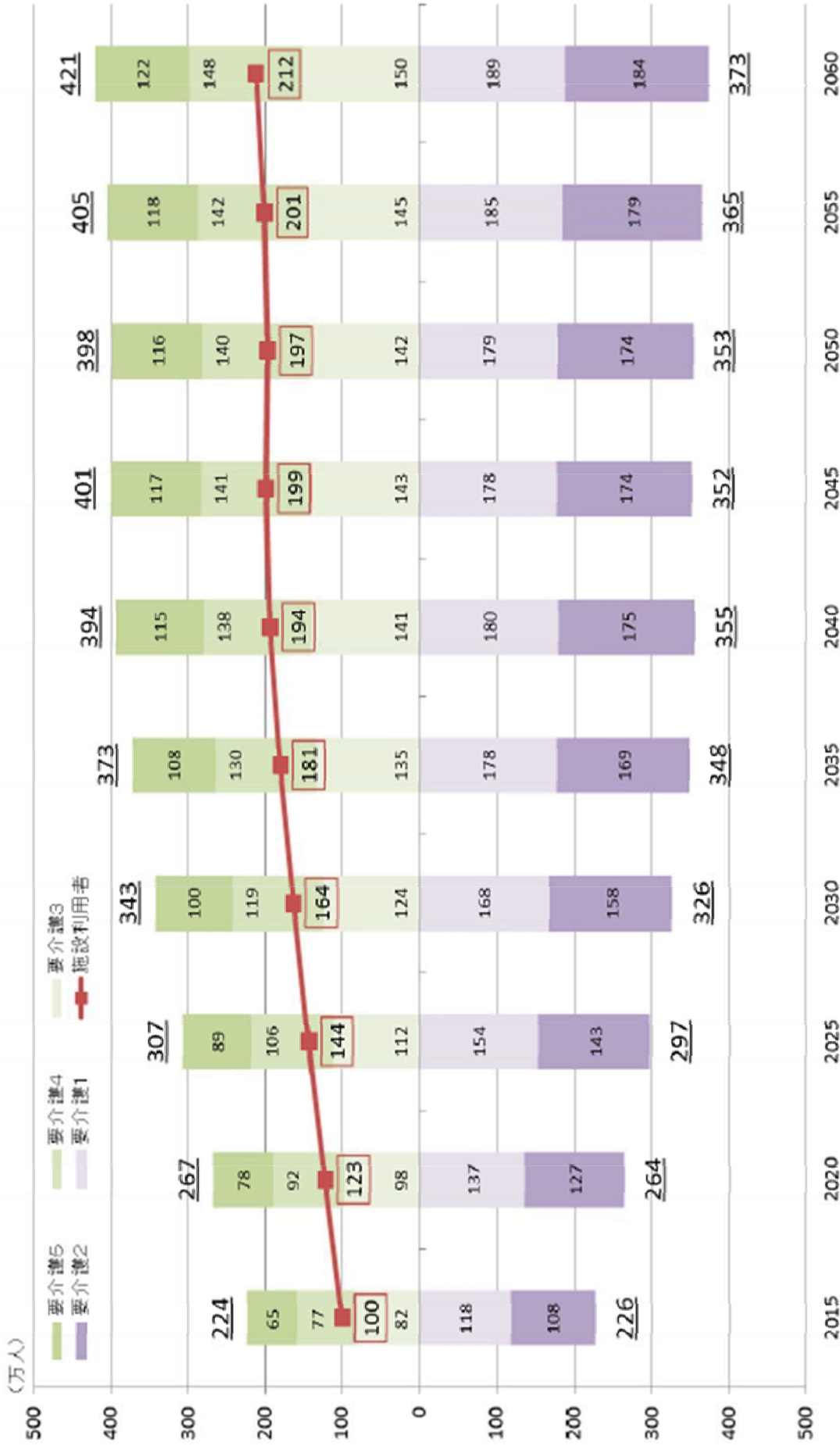


- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

		※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位				全国					
2015年	<>は割合	埼玉(1)	千葉(2)	神奈川(3)	愛知(4)	大阪府(5)	東京(11)	鹿児島(45)	秋田(46)	山形(47)	全国
		76.5万人	71.7万人	101.6万人	81.7万人	107.0万人	147.3万人	26.7万人	18.8万人	19.0万人	1645.8万人
		<10.6%>	<11.6%>	<11.1%>	<10.9%>	<12.1%>	<11.0%>	<16.2%>	<18.4%>	<17.0%>	<13.0%>
2025年	<>は割合	117.7万人	108.2万人	148.5万人	116.6万人	152.8万人	197.7万人	29.5万人	20.5万人	20.7万人	2178.6万人
		<16.8%>	<18.1%>	<16.5%>	<15.9%>	<18.2%>	<15.0%>	<19.4%>	<23.0%>	<20.6%>	<18.1%>
	()は倍率	(1.54倍)	(1.51倍)	(1.46倍)	(1.43倍)	(1.43倍)	(1.34倍)	(1.10倍)	(1.09倍)	(1.09倍)	(1.32倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

⑦要介護認定者数等の見通し(性・年齢階級別の認定率等が現状のまま変わらないとした場合)



(資料)「人口推計」(総務省)、「介護給付費実態調査(平成26年10月調査分)」(厚生労働省)、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)(推計方法)性・年齢階級別認定率、年齢階級別施設利用率が現状(平成26年)のまま変わらないとして、これを将来推計人口に乗じて機械的に推計。なお、制度改正(予防給付の地域支援事業への移行等)による影響等は織り込まれていない推計であるため、留意が必要。

参照条文

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（不在者投票）

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。）の投票については、前条第一項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。

3 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができる。

4～9 （略）

（投票干渉罪）

第二百二十八条 投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。次条及び第二百三十二条において同じ。）又は開票所において正当な理由がなくして選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を認知する方法を行つた者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法令の規定によらないで投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(選挙犯罪の煽動罪)

第二百三十四条 演説又は新聞紙、雑誌、ビラ、電報、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問わず、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条又は第二百三十二条の罪を犯させる目的をもつて人を煽動した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第二百三十七条 選挙人でない者が投票をしたときは、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五条 (略)

2 第四十九条第二項の規定による投票については、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、第二百二十八条第一項及び第二百三十四条中同項に係る部分の規定を適用する。

3～5 (略)

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

（身体障害者、戦傷病者又は要介護者であるもので政令で定めるもの）

第五十九条の二 法第四十九条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者については、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫若しくは肝臓の障害若しくは移動機能の障害（以下この条において「両下肢等の障害」という。）の程度が、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあつては一級若しくは二級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害にあつては一級若しくは三級、免疫若しくは肝臓の障害にあつては一級から三級までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第五十九条の三の二第一項第一号及び第四百四十七条第一項第三号において「中核市」という。）の長が書面により証明した者
- 二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者については、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害にあつては同表の特別項症から第三項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者
- 三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者については、同法第十二条第三項の被保険者証に要介護状態区分が要介護五である者として記載されている者

（郵便等投票証明書）

第五十九条の三 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名（点字によるものを除く。第五十九条の三の三第二項、第五十九条の四第一項及び第二項、第五十九条の五、第五十九条の五の二、第六十五条の十一第一項並びに第六十五条の十二第一項において同じ。）をした文書をもつて、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当する旨の証明書（以下「郵便等投票証明書」という。）の交付を申請することができる。

- 2 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、前項の規定による申請を次条第二項の規定による申請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項の文書に署名をすることを要しない。

- 3 第一項の文書には、次の各号に掲げる選挙人の区分に応じ、当該各号に定める文書を添えなければならない。
 - 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳又は前条第一号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面
 - 二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者 同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳又は前条第二号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面
 - 三 介護保険法第七条第三項に規定する要介護者 同法第十二条第三項の被保険者証
- 4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者に対して、郵便等投票証明書を郵便等をもつて交付しなければならない。
- 5 郵便等投票証明書の交付を受けた者は、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当しなくなつた場合、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合には、直ちに当該郵便等投票証明書をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、郵便等投票証明書の有効期間その他郵便等投票証明書に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載の申請等)

第五十九条の三の二 法第四十九条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者であつて、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が一級である者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証明した者
 - 二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者であつて、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症までである者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者
- 2 法第四十九条第三項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、文書をもつて、同項に規定する選挙人に該当する旨を郵便等投票証明書に記載することを申請することができる。

- 3 前項の文書には、郵便等投票証明書及び次の各号に掲げる選挙人の区分に応じ当該各号に定める文書を添えなければならない。
 - 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳又は第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面
 - 二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者 同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳又は第一項第二号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面
- 4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者の郵便等投票証明書に同項に規定する選挙人に該当する旨の記載をしなければならない。
- 5 前項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人は、同項に規定する選挙人に該当しなくなつた場合には、直ちに、郵便等投票証明書を添えて、文書でその旨を当該記載をした市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出て、当該郵便等投票証明書に当該該当しなくなつた旨の記載を受けなければならない。
- 6 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前二項の規定による記載をした場合においては、第二項の規定による申請をした者又は前項の規定による届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書を郵便等をもつて送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

- 2 第五十九条の三の二第四項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人(第五十九条の三の二第五項の規定による記載を受けているものを除く。)は、前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとする場合には、同項の規定にかかわらず、当該郵便等投票証明書に記載されている代理記載人となるべき者をして同項の文書に、当該選挙人の署名に代えて、当該選挙人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該文書に署名をしなければならない。
- 3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者が第一項の規定による請求をする場合には、同項の選挙管理委員会の委員長に、引続居住証明書類を提示しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者にあつては、併せて、前項の規定により提示された引続居住証明書類について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

（郵便等による不在者投票の方法）

第五十九条の五 前条第四項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次条において同じ。）を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が属する投票区の投票所（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票所）を閉じる時刻までに第六十条第二項の規定による投票の送致ができるように、郵便等をもって送付しなければならない。

○公職選挙法施行規則

第十二号様式の七（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五関係）（昭和十九年法律四十五・昭和五十八年法律七・平成
 六年法律二六・平成六年法律四二・平成七年法律三六・平成二〇年法律二・平成二五年法律五五・平成二五年法律二四四・二種改正）

外封筒（令第五十九条の四第一項の規定により請求を受けた場合）

表	郵便等による不在者投票 (外封筒)	投票記載年月日 平成何年何月何日 投票記載場所 都(道府県) 何部(市)区 何町(村) 何番地 右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたし ました。 投票者 氏名 注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏		都(道府県)(市) (区)(町)(村) 選 挙管理委員会 印

外封筒（令第五十九条の四第二項の規定により請求を受けた場合）

表	郵便等による不在者投票 (外封筒)	投票記載年月日 平成何年何月何日 投票記載場所 都(道府県) 何部(市)区 何町(村) 何番地 右の年月日及び場所において次の代理記載人をして投 票の記載をさせました。 投票者 氏名 代理記載人 氏名 注意 投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。ま た、代理記載人欄の氏名は、代理記載人が必ず自分で書い てください。

裏		都(道府県)(市) (区)(町)(村) 選 挙管理委員会 印

内封筒

表	(内封筒)	注意 この封筒には、何も記載しないでください。 この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上 外封筒に入れて更に封をしてください。

裏		

備考

- 一 外封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。
- 二 外封筒の表面には、投票区名その他必要と認める事項を自由に記載することができる。

（不在者投票）

第四十九條 選挙人で左に掲げる事由に因り選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない旨を証明するものの投票については、第四十二條（（選挙人名簿の登録と投票））第一項但書、第四十四條（（投票所における投票））、第四十五條第一項（（投票用紙の交付））、第四十六條第一項（（投票の記載事項及び投函））、第五十條（（選挙人の確認及び投票の拒否））及び前條の規定にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

- 一 選挙人がその属する投票区のある郡市の区域外（選挙に関係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）において職務又は業務に従事中であるべきこと。
- 二 前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある郡市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。
- 三 前号に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄若しくは少年院に収容中であるべきこと。

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号） ※昭和25年制定時の条文

（投票用紙及び投票用封筒の請求）

第五十條 選挙人は、法第四十九條（不在者投票）に掲げる事由に因つて選挙の当日自ら投票所に行つて投票をすることができないと認められる場合においては、選挙の期日の公示又は告示があつた日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便をもつて、その旨を証明して、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求することができる。

2 前項の請求をする者は、その現に職務若しくは業務に従事し、旅行し、若しくは滞在している地の市町村において投票をしようとする場合、船舶、病院、監獄、代用監獄若しくは少年院において投票をしようとする場合又はその現在する場所において投票の記載をしようとする場合においては、同項の請求をする際に、同項の選挙管理委員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならない。

3 （略）

4 疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため、又は産じよくにあるために歩行が著しく困難であるべき選挙人は、その現在する場所において投票の記載をしようとする場合においては、同居の親族によつて、第一項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもつて同項の請求及び前二項の申立をすることができる。

5・6 （略）

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

第五十三條 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十條第一項、第四項又は第五項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合においては、直ちにその選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が法第四十九條各号に掲げる事由の一に因つて選挙の当日自ら投票所に行つて投票をすることができないと認めるときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに左の各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五十條第一項の場合にあつては、選挙人に直接に交付し、又は郵便をもつて発送する。

二 第五十條第四項の場合にあつては、同居の親族に交付する。

三 第五十條第五項の場合にあつては、当該不在者投票の投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便をもつて発送する。

2 選挙管理委員会の委員長は、第五十條第二項又は第四項の規定によつて他の市町村又は選挙人の現在する場所において投票又は投票の記載をしようとする旨の申立を受けた場合においては、その申立をした選挙人について、氏名、選挙人名簿の調製期日におけ

る住所及び生年月日並びに職務若しくは業務及び其の職務若しくは業務に従事中である地、旅行中若しくは滞在中であるべき地、船舶、病院、監獄、代用監獄若しくは少年院の名称又は選挙人の現在する場所を記載した不在者投票証明書を作製し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に署名して印をおし、これを前項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人又はその同居の親族に交付し、又は郵便をもつて発送しなければならない。

3 (略)

4 第一項第二号又は第三号に掲げる者は、投票用紙及び投票用封筒並びに不在者投票証明書（第一項第三号に掲げる者の場合を除く。）を受け取った場合においては、直ちにこれを選挙人に渡さなければならない。

（選挙人の現在する場所における不在者投票の方法）

第五十八條 法第四十九條第二号又は第三号に規定する事由に該当する者で、疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため、又は産じよくにあるために歩行が著しく困難であるべきことを理由として投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人（第五十五條第二項各号に掲げる選挙人を除く。）は、その現在する場所において投票の記載をしようとする場合においては、前二條の規定にかかわらず、投票用紙に自ら当該選挙の候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面にその者の氏名並びに投票の記載の年月日及び場所を記載し、更にこれを不在者投票証明書の入っている封筒とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に署名し、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、選挙の期日の前日までに到達するように郵便をもつて送付し、又は同日までに同居の親族によつて提出させなければならない。

2 (略)

第十一号様式（令第五十三條第一項及び第五十四條第二項の規定による不在者投票用封筒様式）

表

不在者投票	
投票記載年月日 昭和何年何月何日 投票記載場所 都(道府県)何郡(市)何町(村)何番地 選挙人氏名 選挙人の何々の故障により左の者が かわつて記載したものである。 住所 都(道府県)何郡(市)何町(村)何番地 代理記載人氏名	投票記載年月日 昭和何年何月何日 投票場所 何の場所 不在者投票管理者 都(道府県)何郡(市)何町(村)選挙管理委員会委員長(何、船長(何、病院長)(何、刑務所長、警察署長、少年院長) 立会人氏名 交付の年月日 昭和何年何月何日 投票年月日 昭和何年何月何日 何日執行の何選挙の場所 船員の属する投票区のある市町村名都(道府県)何郡(市)何町(村) 不在者投票管理者 都(道府県)何郡(市)何町(村)選挙管理委員会委員長(何、船長) 立会人氏名

裏

投票年月日 昭和何年何月何日 投票場所 何の場所 不在者投票管理者 都(道府県)何郡(市)何町(村)選挙管理委員会委員長(何、船長(何、病院長)(何、刑務所長、警察署長、少年院長) 立会人氏名 交付の年月日 昭和何年何月何日 投票年月日 昭和何年何月何日 何日執行の何選挙の場所 船員の属する投票区のある市町村名都(道府県)何郡(市)何町(村) 不在者投票管理者 都(道府県)何郡(市)何町(村)選挙管理委員会委員長(何、船長) 立会人氏名	投票年月日 昭和何年何月何日 投票場所 何の場所 不在者投票管理者 都(道府県)何郡(市)何町(村)選挙管理委員会委員長(何、船長(何、病院長)(何、刑務所長、警察署長、少年院長) 立会人氏名 交付の年月日 昭和何年何月何日 投票年月日 昭和何年何月何日 何日執行の何選挙の場所 船員の属する投票区のある市町村名都(道府県)何郡(市)何町(村) 不在者投票管理者 都(道府県)何郡(市)何町(村)選挙管理委員会委員長(何、船長) 立会人氏名
---	---

備考

- 一 封筒の表面の選挙人及びその氏名以外の事項は、令第五十六條第四項及び第五十八條第二項の場合に限り記載するものとする。但し、令第五十六條第四項の場合においては、投票記載年月日及び投票記載場所は記載することを要しない。
- 二 不在者投票管理者は、令第五十六條第三項の規定による代理投票の仮投票については、不在者投票用封筒の表面に仮投票である旨をあわせて記載し、印をおさなければならぬ。
- 三 封筒におすべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式(投票用紙様式)の備考四に準ずる。